

メビウスまほろばデイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人康仁会が開設するメビウスまほろばデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護，第1号通所事業（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め，事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が，要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の通所介護従事者は，要介護者等の心身の特徴を踏まえて，利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために，必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護，その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては，関係市区町村，地域包括支援センター，近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち，総合的なサービスの提供に努める。
 - 3 都道府県及び市区町村が条例で定める基準等の内容を遵守し，事業を運営する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は，次のとおりとする。

- 1 名称 メビウスまほろばデイサービスセンター
- 2 所在地 奈良市六条西四丁目6番20号

(職員の職種，員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種，員数及び職務内容は次のとおりとし，各職員の員数は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は，事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 1名以上
生活相談員は，指定通所介護等の利用申込に係る調整，通所介護計画，第1号通所事業に係るサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また，利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 介護職員 4名以上
介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し，必要な日常生活上の介護や健康管理，その他必要な業務の提供にあたる。
- 4 看護職員 1名以上
看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し，必要な日常生活上の介護や健康管理，その他必要な業務の提供にあたる。
- 5 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導，助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後3時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

定員32人

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排泄の介助，移動・移乗の介助，その他必要な身体の介護
- 2 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
衣類着脱の介護，身体の清拭，整髪，洗身，その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること
必要な食事のサービスを提供する。
食事の準備，配膳下膳の介助，食事摂取の介助，その他必要な食事の介助
- 4 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- 5 アクティビティ・サービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり，老いや障害の受容，心身機能の維持・向上，自信の回復や情緒安定を図る。
例) レクリエーション，音楽活動，制作活動，行事的活動，体操
- 6 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
- 7 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者，指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況，そのおかれている環境，他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化，サービス利用方法・内容の変更希望があった場合，当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに，綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし，通常の事業実施地域等を勘案し，利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合，当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等と連携し，必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成等)

- 第9条 指定通所介護等の提供を開始する際には，利用者の心身の状況，希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し，通所介護計画等を作成する。また，すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は，その内容に沿った通所介護計画等を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には，利用者又は家族に対し，当該計画等の内容を説明し，同意を得る。
 - 3 利用者に対し，通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに，継続的なサービスの管理，評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録)

- 第10条 通所介護従事者は，指定通所介護等を提供した際には，その提供日・内容，当該指定通所介護等について，介護保険法第41条第6項，第115条の45の3第3項の規定により，利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額，その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載し保存する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし，第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は，介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。
- 2 通常要する時間を超える利用料は，1時間当たり1,000円とする。
 - 3 第12条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は，通常事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1キロあたり52円とする。
 - 4 その他利用料に関しては別紙記載とする。
 - 5 第2項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には，利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で，支払いに関する同意を得る。
 - 6 指定通所介護等の利用者は，事業所の定める期日に，別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、
- <奈良市> 西ノ京町、六条町、六条西1～6丁目、六条1～3丁目、六条緑町1～3丁目、五条1～3丁目、五条西1～2丁目、五条町、五条畑1～2丁目、赤膚町、七条町、七条1～2丁目、七条西1丁目、藤ノ木台3～4丁目、石木町、尼辻北・中・南・西、平松ほか
- <大和郡山市> 北郡山町、南郡山町、九条町、九条平野町、城北町、城内町ほか

(内容及び手続きの説明及び同意)

第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所介護従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第18条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

第19条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備。
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 5 事業所は指定地域密着型通所介護又は指定通所型サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第21条 事業所は全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。利用契約終了後も同様とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 7 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

附 則

この規程は、令和1年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。